**平成２４年（フ）第２２０号**
大阪府藤井寺市国府２丁目１番20号
債務者　村井　　孝
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２２８号**
大阪府河内長野市菊水町３番８号
債務者　ペットフレンドリーみなとこと　飼馬義勝
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２３１号**
堺市南区大庭寺273番地１　ミューゼ大庭寺202号、前住所堺市南区桃山台２丁４番２号プラセール桃山203号
債務者　木村　美幸（旧姓登山）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２３４号**
堺市西区浜寺石津町西３丁１番15号　エクセルロワイエ302号
債務者　上野　一生
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２３５号**
堺市西区浜寺石津町西３丁１番15号　エクセルロワイエ302号
債務者　上野　圭子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２４０号**
堺市北区野遠町615番地４、前住所大阪市中央区道頓堀１丁目東３番24号705
債務者　國見佳世子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２５８号**
堺市東区日置荘西町１丁17番２―201号、前住所堺市東区野尻町88番地11
債務者　勝田タクシーこと　勝田　　修
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２６２号**
堺市南区御池台２丁１番47号
債務者　河井　岳志
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２７１号**
堺市中区深阪551番地７
債務者　森山　　勝
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２１号**
北海道空知郡南幌町栄町４丁目３番14号
債務者　尾崎　亮平
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２２年（フ）第１０号**
福岡県京都郡苅田町大字稲光1217番地24
債務者　川島　正勝
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２４年（フ）第７８号**
沖縄県豊見城市字我那覇383番地５
債務者　平良　睦子（旧姓照屋）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１０号**
北海道夕張郡長沼町旭町南３丁目１番17号
債務者　喜多　倫子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２４年（フ）第１６号**
北海道美唄市東４条南１丁目４番10―２号
債務者　青山香菜子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２４年（フ）第２１号**
北海道空知郡南幌町栄町４丁目３番14号
債務者　尾崎　亮平
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２４年（フ）第６８号**
愛知県岩倉市本町上郷６番地２
債務者　小川美喜世
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第１３号**
広島県安芸高田市吉田町小山344番地
債務者　井上　正年（旧姓大牟田）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２４年（フ）第１４号**
広島県三次市十日市東６丁目１番11号
債務者　玉利　良治
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２４年（フ）第１２号**
佐賀県西松浦郡有田町山本乙4793番地331
債務者　秀嶋　正信
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部